

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月12日

提出者 議会運営委員長 山 崎 勝

(説明)

青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要があるため、この条例案を提出いたします。

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

青梅市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務企画委員会の項第2号中「(国民健康保険税の徴収に関する事項を除く。)」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 市民部の所管に関する事項。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 市民斎場および火葬場に関する事項

イ 保険年金課の所管に関する事項

ウ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収に関する事項

第2条第2項環境建設委員会の項第1号中「生活安全部」を「市民安全部」に改め、同項第4号中「まちづくり経済部」を「経済スポーツ部」に改め、同項第5号中「建設部」を「都市整備部」に改める。

第2条第2項福祉文教委員会の項第1号中「総務部」を「市民部」に改め、「国民健康保険税」の次に「、後期高齢者医療保険料および介護保険料」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）

改正後	現行	備考
<p>（常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員定数および所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 総務企画委員会 8人 （1） 企画部の所管に関する事項 （2） 総務部の所管に関する事項 <u>（3） 市民部の所管に関する事項。ただし、次に掲げる事項を除く。</u> <u>ア 市民斎場および火葬場に関する事項</u> <u>イ 保険年金課の所管に関する事項</u> <u>ウ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収に関する事項</u> （4） 事業部の所管に関する事項 （5） 会計課の所管に関する事項 （6） 選挙管理委員会の所管に関する事項 （7） 監査委員の所管に関する事項 （8） 他の所管に属さない事項 環境建設委員会 8人 （1） <u>市民安全部</u>の所管に関する事項 （2） 市民斎場および火葬場に関する事項 （3） 環境部の所管に関する事項 （4） <u>経済スポーツ部</u>の所管に関する事項 （5） <u>都市整備部</u>の所管に関する事項 （6） 農業委員会の所管に関する事項 福祉文教委員会 8人 （1） <u>市民部</u>収納課の所管に関する事項（国民健康保険税、<u>後期高齢者医療保険料および介護保険料</u>の徴収に関する事項に限る。） （2） 市民部保険年金課の所管に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員定数および所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。 総務企画委員会 8人 （1） 企画部の所管に関する事項 （2） 総務部の所管に関する事項 <u>（国民健康保険税の徴収に関する事項を除く。）</u> <u>（3） 市民部の所管に関する事項（市民斎場および火葬場に関する事項ならびに保険年金課の所管に関する事項を除く。）</u> （4） 事業部の所管に関する事項 （5） 会計課の所管に関する事項 （6） 選挙管理委員会の所管に関する事項 （7） 監査委員の所管に関する事項 （8） 他の所管に属さない事項 環境建設委員会 8人 （1） <u>生活安全部</u>の所管に関する事項 （2） 市民斎場および火葬場に関する事項 （3） 環境部の所管に関する事項 （4） <u>まちづくり経済部</u>の所管に関する事項 （5） <u>建設部</u>の所管に関する事項 （6） 農業委員会の所管に関する事項 福祉文教委員会 8人 （1） <u>総務部</u>収納課の所管に関する事項（国民健康保険税 <u>の徴収に関する事項に限る。</u>） （2） 市民部保険年金課の所管に関する事項</p>	

<p>(3) 健康福祉部の所管に関する事項 (4) 子ども家庭部の所管に関する事項 (5) 福祉事務所の所管に関する事項 (6) 教育委員会の所管に関する事項 (7) 市立総合病院の所管に関する事項 予算決算委員会 23人 (1) 一般会計の予算および決算に関する事項</p>	<p>(3) 健康福祉部の所管に関する事項 (4) 子ども家庭部の所管に関する事項 (5) 福祉事務所の所管に関する事項 (6) 教育委員会の所管に関する事項 (7) 市立総合病院の所管に関する事項 予算決算委員会 23人 (1) 一般会計の予算および決算に関する事項</p>	
--	--	--

<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれこの条例による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による総務企画委員会、環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件とみなす。</u></p>		
--	--	--